

施 工 条 件 の 明 示

工 事 名： 千葉市美浜区浜田 2 丁目 4 3 番地先配水管整備工事

千葉県企業局

工事場所： 千葉市美浜区浜田 2 丁目 4 3 番地先

千葉水道事務所

水千 8 第 5 6 号

明 示 項 目	明 示 事 項					
工 程 関 係	作業時間については、警察ならびに関係機関と協議して施工すること。 本工事は、昼間施工である。 本工事の休日・作業不能日数は、３５日を見込んでいる。 本工事の工事規制期間は、２日を見込んでいる。 他工事等の調整期間は、設けていない。					
用 地 関 係	本工事では、土砂等の仮置場として必要面積分の借地費を計上してある。					
公 害 対 策 関 係	排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき指定されている建設機械を使用すること。 建設工事に伴う騒音振動対策技術指針によること。					
安全対策関係	千葉県企業局水道工事標準仕様書、ならびに関係法令を遵守し施行すること。 標識類、防護柵等の安全施設類については、現場条件に応じて設置するほか、警察等第三者との協議に基づき設置するものとする。 なお、交通誘導警備員については、原則として布設箇所などで ３名以上配置し、安全対策に十分注意すること。 また、警察等第三者との協議の結果または 条件変更に伴い、変更する必要がある場合は別途協議すること。 仮復旧における道路標示は、 ペンキ等により速やかに施工すること。 仮設工は任意であるが、建設工事公衆災害防止対策要綱に準拠し施工すること。 なお、当該要綱の定めのとおり、掘削深さが１．５mを超える場合には、土留工を施すこと。 仮設工の工法を決定するための条件は次のとおりである。 (条件明示) 地 質 状 況 ： 普通地盤 地下水の状況 ： 地下水位が低いと思われる地域 埋 戻 材 料 ： 改良土埋戻し					
工 事 用 道 路 関 係	一般道を使用する際に損傷等を与えない為に十分留意すること。また損傷等生じた場合、 受注者の責において原形に復すること。一般道に落ちた廃材、合材及び土砂等の清掃を怠らないこと。 交差点及び民地の出入りについて十分注意すること。					
仮 設 備 関 係	特になし					
建 設 副 産 物 関 係	建設発生土、Ａｓ塊、路盤材、コンクリート塊及び石綿セメント管などの建設副産物については、 別添「特記仕様書」、「建設副産物に関する特記仕様書」、「建設リサイクル法に関する特記仕 様書」に基づき、適切に搬出、処理すること。					
工 事 支 障 物 件 等	施工前の現地調査及び試掘により他企業埋設物・支障物を把握し、当該管理者と協議を行い、 適切な処理をすること。 他企業埋設物を損傷することがないようにすること。 必要に応じて占用企業者と立会いを実施すること。					
排 水 工 関 係 （ 濁 水 処 理 を 含 む ）	連絡工事等出水の予想される工事では、水替工等の措置を行うこと。 また、排水流末など考慮しながら作業を行うこと。					
そ の 他	改良プラントは、八千代市下高野341-1の北新建設㈱下高野土質改良プラント(047-488-6470)とする。 （※撤去材については、特記仕様書による） 過積載による違法行為の防止対策については、施工計画書に記述すること。 本設計書には、断水工事に伴う仕切弁等操作費用を計上しているので、千葉県企業局水道工事標準仕様書 に基づき行うこと。					
	口 径	φ 20～φ 50 (回)	φ 50～φ 250 (回)	φ 250～φ 450 (回)	φ 500以上 (回)	洗 浄 時 間
			6			3